

報告第 48 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成30年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.3	60.6

2 平成30年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第 49 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成30年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	5.5	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

2 平成30年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 1 条第 1 号」を「第 1 条の 5 第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保育所条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例

盛岡市保育所条例（昭和62年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 4 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

報告第 52 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市水道事業給水条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 9 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。